

保険薬局部会ニュース

令和5年3月28日
広島県薬剤師会保険薬局部会

調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱い 及び地域支援体制加算の施設基準について（訂正）

本日FAXにてご連絡しました「保険薬局部会ニュース」に誤りがありました。

訂正してお詫び申し上げます。

（誤）

また、地域支援体制加算の施設基準について、令和5年3月末までの経過措置となっている「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」を満たしていることとするに該当する薬局は、令和4年4月から令和5年3月までの実績24回以上であれば、令和5年4月1日以降も引き続き算定できます。但し、令和5年4月14日（金）までに改めて届出を行う必要がありますので、ご注意ください。

（正）

また、地域支援体制加算の施設基準について、令和5年3月末までの経過措置により基本調剤料1を算定してるとみなしていた薬局、同じく経過措置で「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」を満たしていることとしていた薬局で、経過措置期日以降、新たな地域支援体制加算を算定する薬局は届出を行う必要があります。

令和5年4月1日以降要件を満たし、継続して同じ地域支援体制加算を算定する薬局は、改めて届出を行う必要はありません。

該当しなくなった薬局は、令和5年4月3日（月）までに取り下げ（辞退届）を行ってください。